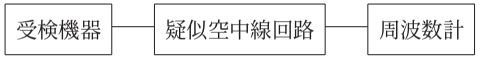
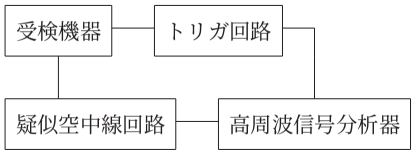
5　捜索救助用位置指示送信装置

⑴　周波数の偏差

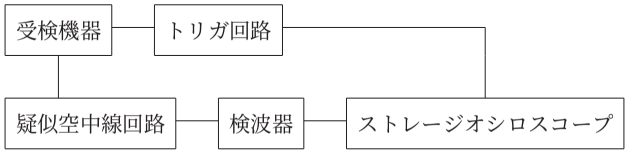


スイッチ投入１分後の受検機器が、無変調状態で搬送波のみを出力したときの試験周波数に対する偏差の最大値を求める。

⑵　変調指数



又は



①　メッセージの構造のデータに010101を連続して使用する信号により変調したときの周波数偏移を測定する。

②　メッセージの構造のデータに00001111を連続して使用する信号により変調したときの周波数偏移を測定する。

⑶　等価等方輻射電力

試験方法は、次のとおりとする。

①　測定サイトの条件

直径３m以上の導電性大地を有していること。

②　測定回路



ア　受検機器は、木その他の絶縁材料により作られた高さ１mの台の上に、通常の使用状態に近い状態で設置すること。

イ　受検機器と測定用空中線の距離は５m以上とすること。

ウ　測定用空中線は、木その他の絶縁材料により作られた台の上に垂直に設置すること。

エ　測定用空中線は、受検機器からの仰角が０度以上30度以下、かつ、尖頭電力計の受信レベルが最大となるように高さを調整すること。

③　測定手順

90度毎に受検機器を回転させ、異なる４方向での受信レベルを測定し、最小の受信レベル、測定用空中線の空中線利得、受信側減衰器と接続ケーブルの損失及び送信用空中線と測定用空中線との間の伝搬損失を記録する。

⑷　送信電力の立ち上り時間



送信を開始後、送信出力が安定状態の80％に達するまでの時間を測定する。

⑸　送信電力の立ち下り時間

測定回路は、⑷に同じ。

送信を終了後、送信出力が50dB以下となるまでの時間を測定する。

⑹　上記以外の測定項目

２の⑹に同じ。

○総務省告示第二百五十九号

無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）別表第一号及び別表第二号の規定に基づき、捜索救助用位置指示送信装置の機器の構造及び性能の条件並びに機械的及び電気的条件を次のように定める。

平成二十二年六月三十日　総務大臣　原口　一博

一　構造及び性能の条件

平成二十一年総務省告示第五百六十五号（捜索救助用位置指示送信装置の技術的条件を定める件）第二項第一号及び第三項の条件に適合すること。

二　機械的及び電気的条件

平成二十一年総務省告示第五百六十五号第一項及び第二項（第一号を除く。）の条件に適合すること。

○財務省告示第二百二十号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の四第一項の規定に基づき、特定特恵鉱工業産品等について、輸入額等が限度額等を超えることとなった特定特恵鉱工業産品等及び月並びに一の特恵受益国等を原産地とする一の特定特恵鉱工業産品等の輸入額等が限度額等の五分の一を超えることとなった特恵受益国等、特定特恵鉱工業産品等及び月を次のとおり告示する。

平成二十二年六月三十日　財務大臣　野田　佳彦

一　次表の上欄に掲げる関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第三の区分に応じ、次表の中欄に掲げる特定特恵鉱工業産品等及び同表の下欄に掲げる特恵受益国等

項名	特定特恵鉱工業産品等	特恵受益国等
二	関税率表第二九〇五・四三・二〇〇号に掲げる物品 関税率表第二八四九・九〇号に掲げる物品のうち炭化ほう素、炭化ニオブ及び炭化タンタル以外のもの 関税率表第二八五二・〇〇号の二の㈢に掲げる物品のうち水銀の炭化物	全特恵受益国等
四	関税率表第二九〇六・一一号に掲げる物品	中華人民共和国
七	関税率表第二九二二・四二号の一に掲げる物品	ブラジル
一一	又は関税率第四三〇二・三〇号の一、第四三〇三・一〇号又は第四三〇四・九〇号に掲げる物品のうち羊、やぎ又はうさぎのもの以外のもの	中華人民共和国
三一	関税率表第四四一九・〇〇号の一に掲げる物品	全特恵受益国等
四〇	関税率表第五一・一一項又は第五一・一二項に掲げる物品（第三九項に掲げるものを除く。）	中華人民共和国
四四	関税率表第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五八一・〇二号の㈠若しくは㈢に掲げる物品	中華人民共和国